

別記 2

測量等委託業務総合評価点評価基準（簡易型提案型）

委託業務番号	25-41320-0003
委託業務名	環境影響調査業務委託（道整・再復）
路線・河川・地区名	国道288号
委託業務箇所	田村市船引町船引地内
委託業務概要	別記1
総合評価の種類	簡易型提案型

価格以外の評価項目及び評価基準は以下のとおりとし、加算点の最高点は30.5点とする。
評価基準における**基準日は開札日を基本**とする。

《 特記事項 》

本業務で固有に定める評価基準の具体的内容は次のとおり。

評価基準	左記の具体的内容	
同種・類似業務	同種業務：環境影響調査業務（対象を猛禽類を含むものに限る） 類似業務：なし	
ふくしまME資格保有 （上位コースの設定）	—	
資格の保有 （部門、種別）	○：対象	
	上位点	○ 技術士：総合技術監理部門（科目：建設-建設環境）又は建設部門（科目：建設環境） 資格保有期間18年以上の測量士
		下位点
	○ R C C M：建設環境部門（登録した者に限る。） 資格保有期間8年以上18年未満の測量士	
	農業土木技術管理士	
	地質調査技士	
	建築設計業務の場合	一級建築士、二級建築士 注 資格保有期間等に応じて配点が変わります。
地域要件	全国	
配置予定技術者の地域精通度の評価対象	県中建設事務所管内、県内	
入札参加者の所在地等の評価対象	県内	
同一市町村での業務実績	同一市町村：田村市	
消防団への継続加入	上位点	県内
	下位点	—

指定枚数等	様式9号はその3で1枚(片面)以内(資料添付不可)
※「消防団への継続加入」(様式第8号)の記載における留意点 地域要件が喜多方建設事務所管内又は南会津建設事務所管内である場合で、消防団所在地が北塩原村又は南会津町である場合は、所属する分団名まで記載すること。	

①企業の技術力に対する評価

評価項目	評価基準	配点	得点
同種・類似業務の実績 (業務遂行能力)	・過去10年以内に同種業務実績が5件確認できる場合	1.5点	/ 1.5
	・過去10年以内に同種業務実績が1～4件又は類似業務実績が5件確認できる場合	1.0点	
	上記以外	0.0点	
業務成績	過去10年以内(ただし、開札日の属する月の3月前の末日まで)に同種・類似業務において業務評価が80点以上の業務実績がある場合		/ 1.0
	・業務成績が85点以上	1.0点	
	・業務成績が80点以上85点未満	0.5点	
	上記以外	0.0点	
優良委託業務表彰	・過去10年以内に福島県発注の同種・類似業務において優良委託業務表彰受賞実績がある場合	1.0点	/ 1.0
	上記以外	0.0点	
品質管理能力	・入札参加者がIS09001の認証を取得している場合	0.5点	/ 0.5
	上記以外	0.0点	
ふくしまME資格保有 ふくしまME(メンテナンスエキスパート)	・特記事項に定めた上位コースの認定を受けた技術者が1名以上いる場合	1.0点	/ 1.0
	・基礎コースの認定を受けた技術者が1名以上いる場合	0.5点	
	上記以外	0.0点	
小計			/ 5.0

②配置予定技術者の技術力に対する評価

i) 管理技術者(土木設計業務)又は主任技術者(測量、調査業務)

評価項目	評価基準	配点	得点
資格の保有	・上位点の対象として特記事項に定めた資格を有する場合	1.0点	/ 1.0
	・下位点の対象として特記事項に定めた資格を有する場合	0.6点	

評価項目	評価基準	配点	得点
	上記以外	0.0点	
技術力の研鑽に関する取組み	・配置予定技術者が上記「資格の保有」の資格におけるCPD制度に継続参加中である場合	1.0点	/ 1.0
	上記以外	0.0点	
同種・類似業務の実務実績	・過去5年以内に同種業務実績がある場合に	1.0点	/ 1.0
	・過去5年以内に類似業務実績がある場合に	0.5点	
	上記以外	0.0点	
業務成績	・過去4年以内（ただし、開札日の属する月の3月前の末日まで）に配置技術者として携わった福島県が発注した業務において、技術者評定が80点以上であったことがある場合	1.0点	/ 1.0
	・過去4年以内（ただし、開札日の属する月の3月前の末日まで）に配置技術者として携わった福島県が発注した業務において、技術者評定が75点以上であったことがある場合	0.5点	
	上記以外	0.0点	
地域精通度	・過去10年以内に当該業務箇所と同一の建設事務所管内における業務実績がある場合	1.0点	/ 1.0
	・過去10年以内に県内における業務実績がある場合	0.5点	
	上記	0.0点	
小計			/ 5.0

③企業の地域社会に対する貢献度に対する評価

a. 評価項目と配点

評価項目	評価基準	配点	得点
障がい者雇用の実績	・法定義務のある企業にあつては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用義務が達成されている場合、法定義務のない企業にあつては障がい者雇用がある場合	0.5点	/ 0.5
	上記以外	0.0点	
次世代育成支援（働く女性応援）	・福島県次世代育成支援企業認証制度「働く女性応援」の認証を取得している	0.5点	

評価項目	評価基準	配点	得点
	る場合		
	上記以外	0.0点	/ 0.5
次世代育成支援 (仕事と生活の調和)	・福島県次世代育成支援企業認証制度 「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合	0.5点	
	上記以外	0.0点	/ 0.5
健康経営優良事業所	・ふくしま健康経営優良事業所に認定されている場合	0.5点	
	上記以外	0.0点	/ 0.5
若手・女性技術者の配置	②の配置予定技術者が若手・女性技術者の場合		
	・40歳未満の男性技術者	0.5点	
	・全ての女性技術者	0.5点	
	上記以外	0.0点	/ 0.5
同一市町村での業務実績	・過去10年以内に当該業務と同一の市町村において、公共工事に関する委託業務実績がある場合	1.0点	
	上記以外	0.0点	/ 1.0
入札参加者の所在地	・地域要件が管内である場合、当該業務に係る土木事務所の管内に本店又は支店・営業所がある場合 ・地域要件が県内又は隣接する複数管内である場合、当該業務に係る建設事務所の管内に本店又は支店・営業所がある場合 ・地域要件を付さない場合、県内に本店がある場合	1.0点	
	上記以外	0.0点	/ 1.0
災害対応実績	・過去10年以内において、災害復旧工事（災害査定を申請する箇所）に関わる委託業務の履行実績がある場合又は災害時の応援協定を県と締結している場合	1.0点	
	上記以外	0.0点	/ 1.0
ボランティア活動への取り組み	・過去3年における継続的なボランティア活動の実績がある場合	1.0点	
	上記以外	0.0点	/ 1.0
消防団への継続加入	・過去1年以上消防団に継続加入している社員を1名以上継続して雇用している場合【上位点】	1.0点	

評価項目	評価基準	配点	得点
	・過去1年以上消防団に継続加入している社員を1名以上継続して雇用している場合【下位点】	0.5点	/ 1.0
	上記以外	0.0点	
小計			/ 7.5

b. 地域要件毎の評価対象

(㊤支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であって、開札日時時点で有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。そのため、「入札参加者の所在地」、「災害対応実績」、「ボランティア活動への取組み」、「消防団への継続加入」については、県外に本店を有する企業は評価の対象とならない。)

i) 入札参加者の所在地

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地(本店・支店・営業所)
管内	土木事務所管内(注1)
隣接する複数管内	建設事務所管内
県内	
全国	県内

(注1) 業務箇所がいわき市の場合、建設事務所管内とする。

ii) 災害対応実績

(災害復旧工事に係わる委託業務の履行実績)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地(本店・支店・営業所)	評価対象となる業務箇所	評価対象となる期間と実績件数
管内	土木事務所管内(注1)	建設事務所管内	過去10年以内に1件以上
隣接する複数管内	建設事務所管内		
県内			
全国	県内		

(災害時の応援協定締結)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地(本店・支店・営業所)	評価対象となる応援協定の範囲
管内	土木事務所管内(注1)	建設事務所管内
隣接する複数管内	建設事務所管内	
県内		
全国	県内	

iii) ボランティア活動への取組み

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となるボランティア活動を行った場所	評価対象となる期間と実績件数
管内	土木事務所管内（注1）		過去3年間以上 継続して1件以上
隣接する複数管内	建設事務所管内		
県内			
全国	県内		

iv) 消防団への継続加入

地域要件	評価対象となる加入消防団の所在地		評価対象となる期間
	上位点	下位点	
管内	土木事務所管内 (注1)	建設事務所管内 (注2)	過去1年以上継続雇用している社員が過去1年以上継続して消防団員である
隣接する複数管内			
県内			
全国	県内	—	

(注2) 工事箇所がいわき市の場合、該当なし。

④業務計画の実施方針に対する評価

評価項目	評価基準	配点	得点
業務実施手順	・業務実施フローが細部にわたりよく検討され、各段階における業務内容及び業務量が十分に確認できる場合に評価する。	6.0点	／6.0
	・当該評価対象のなかで優秀なものを6.0点、やや劣るものを4.5点とする。	4.5点	
	・上記の評価対象に比べてやや内容に不足はあるが、実施工程に問題がないと判断される場合に評価する。	3.0点	
	・当該評価対象のなかで優秀なものを3.0点、やや劣るものを1.5点とする。	1.5点	
	上記以外	0.0点	
小計			／6.0

⑤品質確保等の確実性

評価基準	配点
低入札調査基準価格以上で応札した場合	7.0点
合計点	小計①～⑤の合計 ／30.5